

# 糖尿病療養指導業務に従事した期間について

一般社団法人 日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）の考え方について、事例で解説いたします。

※本文書の事例は今年度の認定試験に限り有効とします。来年度以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

## 例1 大学・専門学校等を卒業後、すぐに医療施設で勤務を開始した場合

医療職免許登録日前	医療職免許登録日以降
業務従事期間に算入不可	業務従事期間

※例：XXXX年4月1日～勤務し、医療職免許登録日は4月25日の場合：

勤務期間の開始日：「XXXX年4月1日」と記入します。

糖尿病療養指導業務従事期間の開始日：XXXX年4月25日以降で、医師の指導の下で糖尿病療養指導業務に従事した日を記入します。

## 例2 糖尿病療養指導業務において指導を受けている医師の状況に変化があった場合

（学会未入会⇒学会に入会⇒専門医認定、常勤⇄非常勤など）

医師の勤務形態	日本糖尿病学会員歴	医師の要件*
常勤	未入会（入会申込中含む）	要件に該当しない*
	会員（非専門医）	要件に該当*
	専門医	要件に該当*
非常勤 （月1回以上）	未入会（入会申込中含む）	要件に該当しない*
	会員（非専門医）	要件に該当しない*
	専門医	要件に該当*

※受験者自身が糖尿病療養指導業務に従事していても、指導を受けている医師が要件に該当しない期間は「業務従事期間」に含めることはできません。

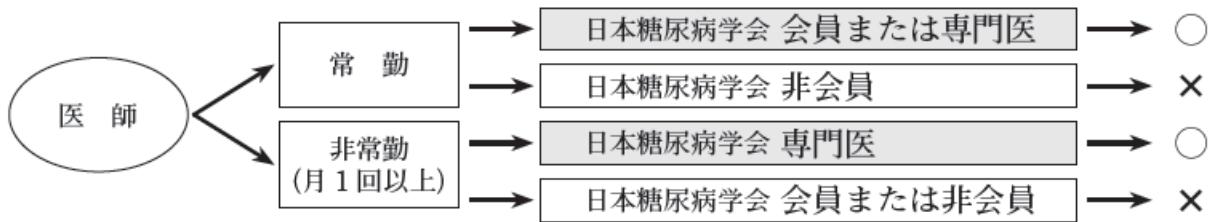
※例：

- ・ 「常勤の医師」が日本糖尿病学会に入会した ⇒ 入会日から該当。
- ・ 「非常勤の医師」が日本糖尿病学会専門医に認定された ⇒ 認定日から該当。
- ・ 「日本糖尿病学会会員医師」が常勤から非常勤に変わった ⇒ 常勤の期間のみ該当。

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

※参考：受験資格(2)で認められる「あなたを指導した医師の勤務状況と日本糖尿病学会員／専門医」の要件は下図のとおり。(試験実施要綱より)



**例3** 複数の医師の指導を受けた場合

A 医師：要件に該当しない*	A 医師：要件に該当*	
		B 医師：要件に該当*
(受験者自身が業務に従事していても) 業務従事期間に算入不可	業務従事期間	

※複数の医師の指導を受けた場合、「A 医師（要件に該当）の指導を受けた期間」と「B 医師の指導を受けた期間」に中断がなければ、「A 医師と B 医師の指導を受けた期間」全体が継続していると認められます。

※「A 医師（要件に該当）の指導を受けた期間」と「B 医師の指導を受けた期間」に中断がある場合、中断が6ヵ月以内の場合に限り、「A 医師と B 医師の指導を受けた期間」を合算できます。詳細は別紙（事例解説④）をご参照ください。

**例4** 受験者が複数の施設で糖尿病療養指導業務に従事した場合

A・B施設の業務従事期間に空白があるか？

A 施設で業務に従事	B 施設で業務に従事
業務従事期間	業務従事期間

※受験者が複数の施設で糖尿病療養指導業務に従事した場合、A施設における業務最終日の翌日からB施設で業務を開始する場合に限り、A施設とB施設の業務従事期間を合算できます。(A施設とB施設の「糖尿病療養指導業務に従事した証明書」がそれぞれ必要です。) 1日でも空白がある場合は、A施設とB施設の業務従事期間を合算できません。

※合算できない場合は、A施設、B施設のどちらか一方のみで受験資格(継続2年以上かつ10例以上)を満たす必要があります。

以上